

きない。これに対し、仕上りの製品数に基づいて功銭を支給する方式は、必ずしも各工程の仕事量を把握する必要がないという点で、工房を官衙の完全管理下に置かなくても実施可能である。つまり、西山瓦屋的労務管理方式は、製品ごとに瓦工名を明示するという点で、一見、工人の官への従属性が強いと判断されがちであるが、実際には、官による工房の把握は、むしろ不徹底であったと考えられよう。

以上に述べたように、『延喜式』的労務管理方式は、西山瓦屋的労務管理方式にくらべて合理化され、事務系官人の手間が軽減されている。事務系官人の手間の軽減は、古代日本の行政改革がめざした方向、すなわち官司の統廃合という方向性と、おそらく密接な関係があろう。それが同時に、工房の官営化の度合を深めていったのである。

VI　まとめ

議論が多岐にわたった。本稿で論証した点、あるいは、提起した試案を以下要約する。

- a 恭仁宮式文字瓦の人名については、従来、「瓦寄進者名説」と「瓦工名説」とが提起されている。恭仁宮式文字瓦の印の押捺は、生瓦製作工程の最終段階に、凹型台上でなされており、その押捺主体は、生瓦作工自身と考えられる。また、同種印において、押捺位置・押捺方向に集中性があること、平瓦の規格内変異型が刻印差と対応することから、恭仁宮式文字瓦の人名は、生瓦作工自身の名前と考えるのが妥当である。
- b 恭仁宮式文字瓦では、同じ名前でも、「大」字を付したり、正字と裏字とを対置したり、字体を変えたりして、刻印の識別ができるように工夫している。また、その印押捺率はきわめて高い。したがって、恭仁宮式文字瓦は、瓦工ごとに製品を弁別する機能を持っていたと考えられる。
- c 恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が生瓦作工のすべてであるとすると、その瓦工房では、生瓦製作に36～43人の瓦工が参加している。そこでは、平瓦工と丸瓦工との分業が行なわれ、その人員配分および作瓦量の比較から、平瓦製作の手間は、丸瓦の3.2倍前后であったと推定される。
- d 作瓦量の較差を、各瓦工の就労時間差に基づくと仮定した場合、最も多数の製品を作った瓦工の上日数を100として、他の瓦工の上日数を指数化できる。その結果、生瓦製作期間中は、常時12人前後の瓦工が、その作業に従事したと推定される。
- e 恭仁宮式文字瓦の工房の規模は、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所よりもはるかに大きく、『延喜式』木工寮瓦屋の規模に匹敵する。この事実は、恭仁宮式文字瓦の工房を天平17年2月28日の「民部省三月糧文」、同年4月21日の「民部省仕丁大糧申請文案」

所載の「西山瓦屋」に比定する前稿（上原1983）の見解を支持する。

- f 恭仁宮造営時には、西山瓦屋以外に、桶巻作りによるC型式平瓦を生産した瓦屋も操業していた。この瓦屋は、非官窯系で、恭仁宮所用瓦の生産を臨時に請負ったと推定でき、そこでは、瓦工名を明記して製品を弁別することは行なっていない。つまり、それは、恭仁宮造営時の中央官衙系瓦屋のみで行なっていた。
 - g 生瓦作工ごとに製品を弁別する意味は、焼成後の製品において、各々の作瓦量に基づいて賃金を支給し、あわせて品質管理を行なう点にあったと思われる。
 - h 司工に功銭を支給しなかったという通説を理由に、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工を雇工と考えるならば、刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦が、雇瓦工を指導した司瓦工の作品と解釈できる。この場合、生瓦製作期間中、司瓦工が上日指數100で作業に従事したと仮定すると、常時、4人の司瓦工が、12人の雇瓦工を指導したことになる。
 - i 恭仁宮式文字瓦と同様に、瓦工名を製品に明記することは、多賀城第Ⅱ期や隋唐洛陽城の瓦でも認められる。これらは年代的に近接し、隋唐洛陽城・恭仁宮・多賀城第Ⅱ期の順で、労務管理方式が伝播した可能性がある。西山瓦屋の労務管理方式が、以後の中央官衙系瓦屋で採用されなかった原因の一端は、それが中国直輸入の方式で、必ずしも日本の造瓦体制に合致し得なかつたためと理解できよう。
 - j 『延喜式』木工寮瓦屋では、造瓦工程ごとに工・夫の仕事量を定めている。平城宮の「修理」官関連の刻印瓦や、平安宮の「官」「木工」などの刻印瓦は、生瓦段階で仕事量を検査する数量検印と考えられる。
 - k 『延喜式』的労務管理方式は、西山瓦屋的労務管理方式に代って、8世紀中葉以降、10世紀に至るまで、中央官衙系瓦屋で主流を占めたと考えられる。この移行の背景には事務系官人の仕事の軽減化、および瓦屋官営化の強化があったと考えられる。
- 西山瓦屋以前、すなわち天平12年以前の中央官衙系瓦屋では、恭仁宮式文字瓦のような瓦工名印や、造営官司名を主体とする数量検印を押捺した製品はなく、これらの刻印を必要としないような労務管理方式を探っていたと考えられる。しかし、考古学的資料が存在しないということは、消極的な状況証拠にすぎず、具体的な歴史像を提供するものではない。したがって、天平12年以前の造瓦体制に関しては、瓦窯の分布や操業形態、製品の需給関係を基準にして、多面的に工房官営化の度合を推し量る作業が必要である。その作業は、もはや本稿の主題の枠を越えており、稿を改めて検討したい。

註

1 前稿（上原1983）同様、恭仁宮跡から出土した人名刻印瓦を「恭仁宮文字瓦」、東大寺法華堂・平